

第 1 3 回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成 1 7 年 1 月 2 0 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分 ~ 午前 1 1 時 3 0 分

場 所 生駒市役所 会議室 4 0 1 ・ 4 0 2

出席者

委 員 下村敏博、風間規男、小川孝太郎、小西敦子、津村貴一、中尾芳巳、
西村清、前場トモ子、眞杉紀久代

実施機関職員 収税課長 有田良幸、同課庶務係長 奥谷規子、同課庶務係員
坂田洋和、情報政策課情報システム係長 岡田敏幸

事務局 企画財政部長 窪田勝博、文書課長 新谷厚、情報公開室長 川崎寿
彦、同室情報公開係長 堀本慎一

配付資料

- 1 レジユメ
- 2 諮問個第 1 2 号諮問書類一式
- 3 コンビニ収納実施自治体一覧表等

議 題

- 1 諮問個第 1 2 号 電子計算機の結合について
- 2 その他

審議内容

- 1 諮問個第 1 2 号 電子計算機の結合について

(生駒市の電子計算機とコンビニエンスストア収納代行業者の電子計算機
の結合)

[結論]

システムの運用に当たってはセキュリティ対策に十分留意する旨を申し
添えて、適当なものと認める。

なお、委託契約の締結に当たっては委託契約書等に個人情報の保護について責務を課すことや損害賠償等に関する事項を明記する等必要な措置を講じられたい。

答申の詳細については、会長と副会長に一任する。

〔審議経緯〕

(1) 事務局概要説明

事務局から、本諮問についての概要説明があった。

(2) 実施機関説明

所管課である収税課の職員から、本件についての詳細説明があった。

(3) 質疑

次のような質疑があった。

Q . 奈良県下では生駒市がコンビニ収納を初めて実施するのか。

A . はい。

Q . 国民健康保険税もこのシステムで行うのか。

A . その予定である。

Q . 世の中全体の流れであると思うが、住民サービスを考えた場合、出先機関での受付も重要になると思うので、その業務時間を拡大することも必要ではないかと思う。現在、市の税金が納められている状況とコンビニ収納の実施でどのような変化が起こると予想しているのか。

A . 平成15年度末での市税の収納状況は、現年度分で市税の収納率が98.44%、国民健康保険税が94.06%である。コンビニ収納の実施でどれだけ収納率が上がるかは、はっきりつかめる状況ではないが若干の増を考えている。軽自動車税のコンビニ収納を実施している寝屋川市では若干の増があったと聞いている。

Q . コンビニを利用して収納される件数はどれぐらいを見込んでいるのか。

A . 納付書で納められている件数は16万件であるので、そのうちの10%の利用を見込んでいる。

なお、地方自治法施行令の改正の趣旨を踏まえて、税の確保のため納税環境の整備をするということにより、市民の利便性の向上や納期内納付が図られるなどの効果が大きいと考えており、中長期的に見れば徴収率にも有効に作用してくるのではないかと考えている。

Q . こういうシステムを作るためにはどれくらいの費用がかかるのか。

A . 現在の見積では事務経費を除いて収納関係で1,000万円前後を想定している。

Q . 納税者がコンビニで市税を納付した場合の納付書はどのような取扱いになるのか。

A . 納付書は3枚綴りになっており、右端は本人控、真ん中がコンビニ店舗控、左端がコンビニ本部控になり、コンビニ店舗分とコンビニ本部分は一定期間保管された後、各コンビニ及びコンビニ本部で責任を持って廃棄される。

Q . コンビニ店舗で個人情報保管されるということだが、払込情報はデータ処理されるのであるからコンビニ店舗で個人情報を収集する必要はないのではないか。

A . 問い合わせ等への対応のためであるが、コンビニ店舗控の部分に住所、氏名を記入せずに課税年度、通知書番号、金額のみにする方法で実施しようとしているところもあるので、本市においてもそういう形を検討している。

Q . 金融機関で納付した場合の納付書はどうなるのか。

A . 一部が納税者に返され、一部が金融機関の保管になり、一部が市へ戻ってくる。

Q . 先に実施している水道料金について、コンビニ利用者のデータはないのか。

A . 水道料金は収税課で管理していないのでデータは持っていない。

Q . コンビニ収納に対する市民の要望はあるのか。

A . かなり電話等で問い合わせがある。また、滞納されている方でも納めに行く時間がないという理由を上げられる方が多くおられる。コンビニ収納を実施すると督促のための通知はかなり減ると思う。

Q . 実施している市は人口の多いところが多いが、人口に対するコンビニの割合から見て人口10万の市で行うメリットはあるのか。

A . 納付できるのは市内28店のコンビニに限られるものでなく、収納代行業者と契約のあるコンビニであれば全国のコンビニで納付が可能である。

Q . 収納代行業者をどのように決めるのか。

A . 今のところ、水道局が契約している業者1社と声をかけていただいている3業者の計4社の内から市の収納システムや指定金融機関との関係で円滑に業務が進められる1社を選定し、随意契約を結ぶ予定である。

Q . 先にコンビニ収納を実施している水道料金は水道の使用料に対するものであるが、税は所得というかなり重要な個人情報を含んでいるので、漏れたときのペナルティを決めておかなければならないと思う。契約書の中に個人情報漏洩等のセキュリティ義務を、また、責務に違反した時の賠償金的なペナルティの規定を設けるのか。

A . 個人情報保護条例の罰則の規定も入るし、通常契約書の中に賠償について規定するのが普通である。

Q . 契約は市と収納代行業者との契約か。市とコンビニとは契約しないのか。

A . 市と収納代行業者と各コンビニ本部 3 者との間で契約を締結し、それぞれに個人情報の保護を図っていくことになる。

Q . 地方自治法施行令第 1 5 8 条の 2 第 1 項で、地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納事務を委託することができると規定されているが、地方公共団体の規則で定める基準とは何か。

A . 会計規則による基準であるが、現在、コンビニ収納に向けて会計規則の改正を検討している段階である。

Q . データの取得と市への市税の収入時期はどうなるのか。

A . コンビニ収納の翌日に払込情報の速報が届き仮消し込みを行い、その 5 日後に確報が届くと同時に現金の収入がある。この後に正式な消し込みを行う。

Q . システム構築費用 1 , 0 0 0 万円、収納代行業者への委託料等と税金の未収の部分比べてコンビニ収納を実施した方が得だという計算はあるのか。

A . データが無い。地方自治法施行令の趣旨を踏まえて市民サービスを目的に納税の手段と機会を拡大し、納税者の利便性の向上、収納率の向上を図ることができるというメリットがある。

(4) 審議

次のような意見があった。

コンビニに氏名等の個人のデータが残らないように配慮していただきたい。

コンビニ収納の要望は支払っている方からのもので滞納している方からの要望ではないように思う。

費用対効果が明確でないので、公益上必要かどうか疑問が残る。

市民サービスか財政の確保かどちらに重点を置くかということであ

るが、これからは環境整備というあいまいなものでなくしっかりとした数値目標を定めておかなければいけないのではないかと思う。

納めなくてもいいのではないかという年金の状況のようにならないようにも今後のことを考えればそういう環境を整えておくことは良いことだと思う。

現在でも収納率は相当高いが、納付書で納付している人も滞納している人もコンビニを使うことが可能になり、納税の手段と機会の拡大を図ることができるという事で収納率が上がるということなのではないか。

コンビニは、店舗数も多く営業時間も長いことから市民の利便性の向上という面での公益性は高いのではないか。

費用面での考慮は必要であるが、市民の利便性から考えて公益性は高いのではないか。

費用についての公益性の判断は市に任せる。

納付書に記載する名前の問題をクリアしていれば個人情報の保護に問題はない。

コンビニ店舗で個人情報の保護を十分図ることができるかを一番危惧している。電子計算機の結合によるデータ伝送のセキュリティより紙ベースでの個人情報の取扱いの方により不安を覚える。

生駒市からのアクセスによって接続可能であることやパスワードやユーザーIDの設定など電算結合についてはセキュリティ対策は講じられていると思うが常に最善の対策をお願いする。

契約書において個人情報保護についての徹底と責務違反をした場合の賠償等十分な配慮を願いたい。

(5) 答申について

答申については、会長及び副会長に文言等の詳細を検討していただいた上で各委員に送付する。

会議録については、「案」が出来次第送付するので、確認していただきたい。

2 その他

特になし